

筑後市内の保育施設における避難情報発令時の対応ガイドライン

(令和 7 年 4 月改定版)

1 目的

台風や豪雨などに伴う避難情報が発令された場合、保育施設には、園児や保育従事者の生命と身体の安全を守るための早急な判断と対応が求められる。

そこで、筑後市内における避難情報発令時の保育施設の対応について、ガイドラインを定める。

2 市民がとるべき行動

発令される警戒レベルごとに市民がとるべき行動は次表のとおりである。

乳幼児とその支援者は、「【警戒レベル 3】高齢者等避難」が発令された時点で避難行動をとるべきとなっている。

警戒レベル	とるべき行動	市からの避難情報等
警戒レベル 5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる	緊急安全確保
警戒レベル 4	・速やかに避難 ・命を守る避難行動をとる	避難指示
警戒レベル 3	・避難行動に時間を要する人（高齢者、障害者、 <u>乳幼児</u> など）と <u>その支援者は避難行動をとる</u> ・その他の人は避難行動の準備をとる	高齢者等避難
警戒レベル 2	避難に備え自らの避難行動を確認する ・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認 ・避難情報の避難手順の確認、注意 等	
警戒レベル 1	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意	

3 発令時の対応

市民がとるべき行動（2の表）を踏まえ、【警戒レベル3】【警戒レベル4】【警戒レベル5】が発令された場合の保育施設にかかる対応については、次のとおりとする。

① 「午前6時時点で発令中」又は「午前6時から開園時刻までの間に発令」の場合

警戒レベル（避難情報等）	保育施設の対応	対象の保育施設
警戒レベル3 （高齢者等避難）	当該日は、原則「休園」とする。 （ただし、明らかに気象状況が回復傾向であり、安全の確保ができ、かつ、職員体制等が整う場合は、各園の判断で開園することができる。） 保護者への緊急連絡に努める。	発令対象地区のある小学校区内に所在する全ての保育施設とする。
警戒レベル4 （避難指示）	当該日は「休園」とする。	
警戒レベル5 （緊急安全確保）	保護者への緊急連絡に努める。	

② 「開園時間中に発令」の場合

警戒レベル（避難情報等）	保育施設の対応	対象の保育施設
警戒レベル3 （高齢者等避難）	【園児の安全確保】 原則、予め保護者へ周知している避難場所へ園児を 速やかに避難 させる。ただし、他の避難場所または園内が安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。 【保護者への連絡】 保護者へ「状況の連絡」と「安全を確保しつつできるだけ速やかなお迎えの依頼の連絡」をするよう努める。	発令対象地区のある小学校区内に所在する全ての保育施設とする。
警戒レベル4 （避難指示）		
警戒レベル5 （緊急安全確保）		

4 解除後の対応

① 開園の前に発令が解除された場合

当該日は原則「休園」とする。

ただし、状況に応じて開園が可能な場合は、各園の判断で開園（途中開園を含む。）することができる。

② 開園時間中に発令され、開園時間中に解除された場合

災害状況に応じた対応を行い、保護者のお迎えまでの間、保育を継続する。